

改正概要説明書	
国名： ニュージーランド	法令名： 商標規則
改正情報： 2012 年商標改正規則(SR2012/336)により改正された 2012 年 12 月 10 日での SR2003/187	
改正概要：	
<p>本規則の改正に関する概要は次の通り。</p> <p><b>1. オンラインによる手続きについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの手続きに「事件処理装置」が定義された（規則 3）。</li> <li>・局との通信は上記の「事件処理装置」を介する旨規定された（規則 8）。</li> </ul> <p>これに伴い、ニュージーランド在住者との郵便による手続きが廃止された（規則 14, 16, 17A）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「出願日」の認定が変更された（規則 3）。</li> <li>・2002 年電子取引法の扱いが変更された（規則 6, 7, 9）。</li> <li>・局との通信の日が受領日から送付日に変更された（規則 79, 82, 88, 90, 96, 98, 103, 108, 110, 116, 118）。</li> </ul> <p><b>2. シンガポール条約加盟に伴う改正について</b></p> <p>シンガポール条約には 2012 年 12 月 10 日に加盟。これに伴い、分割関係（規則 131A, 131B, 131C）、委任状関係（規則 22, ）, 手続期間関係（規則 62, 62A, 67, 69, 71）及び出願人情報関係（規則 42, 44）が変更された。</p> <p><b>3. ニース協定加盟に伴う改正について</b></p> <p>ニース協定への加盟は 2013 年 10 月 16 日だが、2012 年 1 月 1 日から第 10 版を導入。これに伴い規則が変更された（規則 142A, 142B, 142C, 142D）。</p> <p><b>4. 手数料</b></p> <p>各種手続きの手数料が変更された（附則 1）。</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>規則 3 解釈</b> 「送達宛先」の解釈において、「ニュージーランドにおける事業所又は居所の宛先」が「ニュージーランドにおける宛先」に変更された。 「事件処理装置」の解釈が追加された。 「出願日」の解釈において、「局長の承認した事務所において受領された日」が「局長において受領された日」に変更された。</li> <li>・ <b>規則 4 書類は英語又はマオリ語表記にしなければならない</b> (2)及び(3)において、「証明付き翻訳文」が「翻訳文」に変更された。</li> <li>・ <b>規則 7 電子書類</b></li> </ul>	

(2)は、廃止された。

・規則 8 情報又は書類は事件処理装置を通して電子的に提出しなければならない  
事件処理装置による電子的手続きに関する新設条文である。

・規則 9 書類は適正な様式で受領されたときに提出されたものとする  
(2) (b)において、「本規則の要件を遵守」が「法及び本規則の要件を遵守」に変更された。  
(3)は、廃止された。

・規則 12 裁判所に対する申請についての局長への通知  
(2)において、「申請が取り下げられ又は中止された後、その旨を局長に通知すること」が追加された。

・規則 13 送達宛先の届出  
(1) (c)において、「法律に基づいて登録された商標のライセンシー」が「代理人」に変更された。  
(2)は、新設項目である。

・規則 14  
削除された。

・規則 16 宛先の変更  
「事業所若しくは居所の宛先、又は通信用宛先を届け出た者は」が「通信用宛先を届け出た者は」に変更された。

・規則 17A 局長は送達宛先の提出を要求することができる  
新設条文である。

・規則 22 局長は一定の場合に代理人の本人に対し委任状を局長に提出するよう要求することができる  
代理人の委任状の提出に関して明確化された。

・規則 23 局長はある者を代理人として承認することを拒絶することができる  
(c)において、「1982年開業弁護士法の規定」が「2006年開業弁護士及び不動産譲渡弁護士法の規定」に変更された。

・規則 29 当事者の代替  
(1) (d)において、「その出願又は異議申立が関係する商標の記述又は表示(商標の1又は複数の番号を含む)」が「その出願又は登録番号」に変更された。

・規則 30 第三者による参加  
(2) (d)において、「参加を求める主張が関係する商標の記述又は表示(商標の1又は複数の番号を含む)」が「その出願又は登録番号」に変更された。

・規則 42 登録出願の出願時に要求される情報  
商標の出願要件が明確化された。

- **規則 43 出願の受理までに追加の類を追加することができる**  
(1)において、「出願後に」が「出願の受理までに」に変更された。  
旧規則(2)(a)が削除された。
- **規則 44 出願受理前に提供しなければならない情報**  
(a)において、「事業所又は居所の宛先が送達宛先と異なる場合は、出願人の事業所又は居所の宛先」が「居所の宛先」に変更された。
- **規則 48 使用に応じて変わることがある名称又は記述を含む商標の登録**  
(2)において、「求めなければならない」が「求めることができる」に変更された。  
(3)において、「当該保証は」が「如何なる保証も」に変更された。
- **規則 58 出願人は書類を補正することができる**  
「登録出願後 12 月以内に」が「登録出願が受理されるまでに」に変更された。
- **規則 60 遺産管理書又は検認済遺言書のない登録出願**  
(2)(e)は、削除された。
- **規則 62 出願人は遵守するための期間の延長を申請することができる**  
(3A)は、新設項目である。
- **規則 62A 商標登録出願人は一定の事情において1回の期間延長を受けることができる**  
商標登録出願の期間延長に関する新設条文である。
- **規則 65 登録出願の取下の通知**  
(2)(c)は、削除された。
- **規則 66 出願変更の請求**  
(2)(c)は、削除された。
- **規則 67 局長は出願人に対して変更を拒絶する意思を通知しなければならない**  
(2)(d)において、「規則 62A に基づく許可された拡張を受け、」が追加された。
- **規則 69 局長は出願人に対して出願を拒絶する意思を通知しなければならない**  
(2)(d)において、「規則 62A に基づく許可された拡張を受け、」が追加された。
- **規則 71 局長は受理を取り消す意思を出願人に通知しなければならない**  
(2)(d)において、「規則 62A に基づく許可された拡張を受け、」が追加された。
- **規則 74 異議申立において必要とされる情報**  
(c)は、削除された。  
(f)において、「異議申立の理由」が「1又は複数の異議申立理由及び当該理由が関係する法律の規定」に変更された。  
(g)は、新設項目である。
- **規則 79 答弁書の送付期間**  
「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 82 異議申立人は証拠を提出しなければならない

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 87 更正申請に必要とされる情報

(c)は、削除された。

(g)において、「更正を求める理由」が「更正を求める理由及び該理由に係る法令」に変更された。

・規則 88 所有者は更正に対して異議を申し立てることができる

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 90 更正申請人は証拠を提出しなければならない

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 95 取消申請に必要とされる情報

(c)は、削除された。

(f)において、「取消理由」が「取消理由及び該理由に係る法令」に変更された。

・規則 96 所有者又はライセンシーは答弁書及び使用の証拠を提出することにより取消に異議を申し立てることができる

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 98 不使用を理由とする取消申請人は証拠を提出しなければならない

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 103 不使用以外の理由による取消の申請人は証拠を提出しなければならない

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 107 無効の宣言を求める申請に必要とされる情報

(c)は、削除された。

(f)において、「無効の宣言を求める理由」が「無効の宣言を求める理由及び該理由に係る法令」に変更された。

・規則 108 所有者は答弁書を提出することにより無効の宣言を求める申請に異議を申し立てることができる

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 110 無効宣言を求める申請人は証拠を提出しなければならない

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 113 自発的取消

(2)(c)(ii)は、削除された。

・規則 115 取消又は変更を求める申請に必要とされる情報

(c)は、削除された。

・規則 116 所有者は取消又は変更に対して異議を申し立てることができる

(1)において、「受領した後 2 月以内」が「送付された後 2 月以内」に変更された。

・規則 118 取消又は変更を求める申請人は証拠を提出しなければならない  
(1)において、「受領後2月以内」が「送付後2月以内」に変更された。

・規則 131A-規則131C  
分割に関する新設条文である。

・規則 133 更新申請  
(2)において、旧規則(b)-(e)が削除され。

・規則 135 所有者の名称又は宛先の変更請求  
旧規則(c)(i)及び(ii)が削除された。

・規則 136 商品若しくはサービス、又は商品若しくはサービスの類の抹消請求  
旧規則(c)(ii)が削除された。

・規則 137 登録簿への覚書の記載、変更又は削除の請求  
旧規則(c)(ii)が削除された。

・規則 138 所有者による商標の自発的な権利の部分放棄の通知  
旧規則(2)(c)及び(e)が削除された。

・規則142A-規則142D  
ニース分類の変更に関する新設条文である。

規則 146 商標の権原を登録する申請に必要とされる情報  
(1)(e)は、削除された。  
(2)において、局長の書類提出要求に関して明確化された。

・附則 1 (規則 167) 手数料  
手数料が変更された。